

# 広島県漁業調整規則第11条の 規定に基づく制限措置 及び申請期間等

## 【令和6年9月分】

- ・なまこ漁業
- ・刺し網漁業
- ・たこつぼ漁業
- ・かご漁業
- ・まきえ釣漁業

## 定義

海域1、2、3については、次のとおり定義する。

<p>海域1</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面</p> <p>ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界</p> <p>イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点</p> <p>ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点</p> <p>エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点</p> <p>オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点</p> <p>カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点</p> <p>キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点</p> <p>ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所</p> <p>ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600メートルの所</p>
<p>海域2</p> <p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以東、コサを結んだ直線、サシを三原市佐木島と同市小佐木島の北廻り距岸250メートルで結んだ線、シスを結んだ直線及びセソを結んだ直線以西の広島県海面</p> <p>ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界</p> <p>イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点</p> <p>ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点</p> <p>エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点</p> <p>オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点</p> <p>カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点</p> <p>キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点</p> <p>ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上 800メートルの所</p>

- ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上 600 メートルの所
- コ 最大高潮時海岸線における三原市幸崎町と同市須波町との境界
- サ 三原市佐木島和霊石の鼻から尾道市瀬戸田町高根島北端を見通す線と三原市佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- シ 三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からスを見通す線と佐木島の距岸 250 メートルの線との交点
- ス 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- セ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ソ 愛媛県岩城島新城鼻

### 海域 3

次のアイを結んだ直線以東、イウを結んだ直線、ウエを尾道市瀬戸田町高根島の北廻り距岸 500 メートルで結んだ線及びエ、オ、カ、キ、ク、ケ、コを順次結んだ 6 直線以北並びにコサを結んだ直線及びシスを結んだ直線以東の広島県海面

- ア 最大高潮時海岸線における竹原市と三原市との境界
- イ 愛媛県大三島鳥取鼻
- ウ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市幸崎町呉線久和喜踏切中央を見通す線上 500 メートルの所
- エ 尾道市瀬戸田町高根島北端から三原市佐木島和霊石の鼻を見通す線と尾道市瀬戸田町高根島の距岸 500 メートルの線との交点
- オ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町高根島竜王山の高（211 メートル）を見通す線上 350 メートルの所
- カ 三原市佐木島南西端（和霊石の鼻の南の鼻突端）から尾道市瀬戸田町内海造船所北東角を見通す線上その中央点
- キ 三原市佐木島南端から尾道市瀬戸田町 9 番浜塩田北西角（沖田川河口右岸角）を見通す線上その中央点
- ク 三原市下鷺島南端
- ケ 三原市下鷺島北端
- コ ケから尾道市因島重井町竜王山の高（243 メートル）を見通す線と三原市佐木島須ノ上港南側防波堤付根からサを見通す線との交点
- サ 尾道市瀬戸田町賀盛鼻北東端
- シ 最大高潮時海岸線における尾道市瀬戸田町と同市因島原町との境界
- ス 愛媛県岩城島新城鼻

## 第1 なまこ漁業

### 1 許可すべき漁業者の数及び制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	許可すべき漁業者の数	当該漁業を営む者の資格
素潜りを含むいさりによるなまこ漁業	安芸地区（別記のとおり）	11月1日から翌年3月31日まで	45	1 令和2年12月1日より前から、漁業の許可、漁業権又は入漁権のいずれにも基づかない自由漁業により、適法になまこ漁業を営んでいた個人漁業者 2 申請の操業区域の地区内に住所又は漁業の根拠地を有する者

### 2 許可を申請すべき期間

令和6年9月9日から令和6年10月9日まで

### 3 条件

この漁業の許可に当たり、知事は、規則第13条の規定に基づき、次のとおり条件を付すものとする。ただし、エについては、申請者が漁業の許認可方針の共通方針第3の3の表の関係漁業協同組合に所属する組合員である場合のみとする。

ア 規則第44条第1項第2号（船舶を使用する場合を含む。）、第4号及び第5号に定める以外の漁具又は漁法を用いてはならない。

イ 共同経営者又は従事者がある場合、2人を超える者が同時に採捕を行ってはならない。

ウ なまこを対象とする第一種共同漁業権区域で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合が免許を受け又は入漁権を設定した共同漁業権の区域を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを携帯しなければならない。

エ 海田湾開発事業に伴う消滅海域は、操業してはならない。

### 別記（操業区域）

#### 安芸地区

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケの各点を順次結んだ8直線及びクからケを見通す線の延長線以西の広島県海面

ア 最大高潮時海岸線における呉市仁方町と同市川尻町との境界

イ アから呉市下蒲刈町白崎鼻北東端を見通す線と同市仁方町重岩灯標から同市川尻町犬戻ヶ鼻突端を見通す線との交点

ウ 呉市下蒲刈町白崎鼻北端から同市蒲刈町立岩を見通す線と同市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線との交点

エ 呉市下蒲刈町天神鼻から同市川尻町柏島南東端を見通す線と同町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線との交点

オ 呉市川尻町犬戻ヶ鼻から豊田郡大崎上島町来島南端を見通す線と同市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線との交点

カ 呉市川尻町柏島南端から同市豊浜町三角島西端を見通す線と同町尾久比島重子岩

の高から同市蒲刈町上蒲刈島と同市豊浜町豊島との間の瀬戸中間点を見通す線の延長線との交点

キ 呉市豊浜町尾久比島重子岩の高からカを見通す線と同市蒲刈町上蒲刈島黒鼻から同市豊浜町豊島南端を見通す線との交点

ク 呉市蒲刈町上蒲刈島黒鼻からケを見通す線上800メートルの所

ケ 呉市豊浜町斎島西端から愛媛県小安居島北西端を見通す線上600メートルの所

## 第2 刺し網

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

#### (1) 安芸地区の三枚建刺し網（かき筏漁場）

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
三枚建刺し網	操業区域 6 (別記 1 のとおり)	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	定めない	定めない	1	操業区域に係る漁業権者及び行使者が同意した者
	操業区域 11 (同上)				1	
	操業区域 13 (同上)				1	

#### (2) 一枚建刺し網、一枚建狩刺し網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
一枚建刺し網	海域 1	1 月 1 日 から 12 月 31 日まで	定めない	定めない	7	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域 3	4 月 1 日 から 11 月 30 日まで			3	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
一枚建狩刺し網	海域 1	7 月 1 日 から 翌年 3 月 31 日 まで	定めない	定めない	4	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

#### (3) いそ建・も建網

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
------	------	------	----------	---------	-------------	-------------

いそ建・も建網	操業区域 3 (別記 2 のとおり)	1 月 1 日 から12月 31日まで	定めない	定めない	1	尾道東部漁業協同組合(山波地区)の組合員である者
	操業区域 9 (同上)				1	大野町・大野漁業協同組合の組合員である者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 9 月 9 日から令和 6 年 9 月 19 日まで

3 条件

(1) 安芸地区の三枚建刺し網

ア 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

イ 中網の網目は、4 節以上、7 節以下 (5.0~10.1センチメートル) でなければならない。

ウ 敷設する網数は 1 統とし、1 統の網の長さは 150 メートル以内でなければならない。

(2) 一枚建刺し網

ア 網丈は 3 メートル以内でなければならない。

イ 「たたき」等狩る行為をしてはならない。

(安芸地区)

ウ 第 2 種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(備後地区)

ウ 網の両端に標識を掲げなければならない。

エ 漁具の敷設中は周辺海域に待機し、見張りを実施すること。

オ 網の長さは、1 隻につき 2,000 メートル以内とする。ただし、がざみ類の採捕を目的として操業する場合は、網の長さは 1,200 メートルを超えてはならない。

カ 次の表のア欄に掲げる網目の大きさの漁具については、イ欄に掲げる操業時間以外は操業してはならない。ただし、松永湾(瀬戸内海漁業取締規則第 2 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指定する海域及びひき網漁業の種類)の表の 11 の海域を除く。

ア 網目の大きさ	イ 操業時間
9 節 (3.8センチメートル) より荒く、4 寸 (12.1センチメートル) より細かいもの	午後 3 時から午前 0 時まで (15時から 24時まで)
4 寸 (12.1センチメートル) 以上のもの	午前 4 時から午後 0 時まで (4時から 12時まで)

(3) 一枚建狩刺し網

ア 網目の大きさは、10節以上、12節以下（2.7～3.4センチメートル）でなければならない。

(安芸地区)

イ 第2種共同漁業権区域内で操業する場合は、自己の所属する漁業協同組合の共同漁業権を除き、当該漁業権者の同意を書面によって得、操業中これを船内に備えなければならない。

(4) いそ建・も建網

ア 船舶の航行をみだりに妨げてはならない。

イ 網丈は、2.1メートル以内でなければならない。

別記1（安芸地区の三枚建刺し網の操業区域）

操業区域6	区第80号、区第81号、区第83号、区第84号、区第86号、区第88号、区第89号、区第92号、区第93号、区第94号、区第96号、区第97号、区第98号、区第99号、区第100号、区第105号、区第107号の区域
操業区域11	区第147号のうち江田島市沖美町大黒神島押島鼻から沖美町入鹿鼻を見通す線上750メートルの点と、大黒神島牛石鼻から沖美町見付石を見通す線上1,500メートルの点を結んだ線より南側の区域
操業区域13	区第186号、区第187号、区第188号の区域

別記2（いそ建網・も建網の操業区域）

操業区域3

次のアウを結んだ線以東の尾道港の区域。ただし、共第370号の区域を除く。

ア 尾道市尾崎本町尾道大橋東側橋脚東側護岸と道路との交点から護岸沿い東へ110メートルの所

イ 尾道市向東町日立造船向島工場敷地内の尾道大橋橋脚北西角から同市尾崎本町における尾道大橋橋脚西角を見通す線と同市向東町の護岸との交点

ウ イから護岸沿い西へ108メートルの所

操業区域9

次のアオを結んだ直線とオエを距岸150メートルで結んだ線とエウ、ウイを結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし共第31号の除外区域を除く。

ア 廿日市市宮島口と同市阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北側防波堤北西角から護岸沿い北東へ30メートルの所）

イ 廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端

ウ イから廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所

エ イから135度の線と距岸150メートルの線との交点

オ アから廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

第3 たこ壺

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶の数	当該漁業を営む者の資格
たこ壺	海域1	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	5	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域2				2	中部地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				2	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月9日から令和6年9月19日まで

3 条件

(備後地区)

距岸1,000メートルを超えて操業してはならない。

第4 かが

1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
いか玉	操業区域6 (別記のとおり)	4月1日から6月30日まで	定めない	定めない	1	倉橋西部漁業協同組合の組合員である者
	操業区域13 (同上)				1	田島・千年・横島漁業協同組合の組合員である者
あなご筒	海域1	5月1日から12月31日まで	定めない	定めない	2	安芸地区に住所又は漁業の根拠地を有する者
	海域3				4	備後地区に住所又は漁業の根拠地を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月9日から令和6年9月19日まで

3 条件

(1) いか玉

漁具内部に魚等の餌を入れてはならない。

(2) あなご筒

ア この漁業に使用することのできる漁具の規模等は次のとおりとする。

(ア) 漁具の形状は筒型とし、その大きさは外径15センチメートル以内、奥行75センチメートル以内でなければならない。

(イ) 漁具の材質に、網地を使用してはならない。

(ウ) 漏斗部よりも内側（中央部側）に直径13ミリメートル以上の水抜き穴を合計8個以上設けたものでなければならない。

(エ) 1隻につき60個以内でなければならない。

(中部地区及び備後地区)

イ 午前3時から午後4時までの間は、操業してはならない。

(安芸地区)

イ 午前6時から午後4時までの間は、操業してはならない。

ウ 他種漁業が漁具を敷設しているときは、その操業や行使を妨げてはならない。

エ あなご以外を漁獲目的としてはならない。

別記（いか玉操業区域）

操業区域6

次のア、イ、ウ、エ、アを順次結んだ4直線によって囲まれた海域及びオ、カ、キ、ク、オを順次結んだ4直線によって囲まれた海域、並びにケ、コ、サ、シ、ケを順次結んだ4直線によって囲まれた海域

ア 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を結んだ線との交点

イ 呉市倉橋町伝太郎鼻から山口県手島東端を見通す線と大竹市白石（ニツ石）から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

ウ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と大竹市白石（ニツ石）から愛媛県津和地竹の子島頂上を見通す線との交点

エ 呉市倉橋町城岸鼻から山口県小柱島西北端を見通す線と同町黒島入間平鼻から江田島市大柿町長島西端を見通す線との交点

オ 呉市倉橋町蔦ヶ崎（ハゲ鼻）から同町黒島南端を見通す線と同町鹿島入道鼻から同町城岸鼻を見通す線との交点

カ 呉市倉橋町黒島南端

キ カから呉市倉橋町鹿島オシマ鼻を見通す線と同町長串鼻から同町横島口細鼻を見通す線との交点

ク 呉市倉橋町室尾小島から同町横島口細鼻を見通す線と同町城岸鼻から同町鹿島入道鼻を見通す線との交点

ケ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上600メートルの点

コ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上600メートルの点

サ 呉市倉橋町横島南端から愛媛県津和地島宮の鼻を見通す線上1,400メートルの点

シ 呉市倉橋町横島口細鼻から愛媛県怒和島風切鼻を見通す線上1,400メートルの点  
操業区域13

次のア、イ、ウを順次結んだ2直線、エ、オを結んだ直線、カ、キを結んだ直線、キ、クを福山市内海町横島と尾道市百島の中央で結んだ線、ク、ケ、アを順次結んだ2直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域並びにコ、サ、シ、ス、コを順次結んだ4直線によって囲まれた海域並びにセ、ソを結んだ直線、ソ、タを距岸200メートルで結んだ線、タ、チを結んだ直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とケから愛媛県百貫島山頂を見通す線との交点

イ 尾道市因島白滝鼻から福山市鴻石灯台を見通す線とウから香川県円上島山頂を見通す線との交点

ウ 福山市鞆町鞆港防波堤西側突端

エ 福山市沼隈町アプト観音

オ 福山市内海町田島箱崎の鼻

カ 福山市内海町田島西端

キ カから尾道市百島北東端を見通す直線上その中央点

ク ケから尾道市百島南西端を見通す線上同市百島と福山市内海町横島の中央点

ケ 福山市内海町当木島北端

コ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上2,000メートルの点

サ 福山市内海町田島南端から愛媛県江の島山頂を見通す線上3,000メートルの点

シ エから愛媛県江の島山頂を見通す線上6,000メートルの点

ス エから愛媛県江の島山頂を見通す線上4,000メートルの点

セ 福山市沼隈町千年干拓地護岸南西角

ソ セから福山市内海町田島黒越の鼻を見通す線上200メートルの点

タ チから福山市内海町田島馬場崎を見通す線上200メートルの点

チ 福山市沼隈町大字能登原明神鼻

## 第5 まきえ釣

### 1 許可又は起業の認可をする船舶の数及び総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許認可すべき船舶等の数	当該漁業を営む者の資格
まきえ釣	広島県海面一円	1月1日から12月31日まで	定めない	定めない	80	広島県内に住所又は漁業の根拠地を有する者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年9月9日から令和6年9月19日まで

### 3 条件

定めない